

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

- 保険医の登録
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 肥料の登録
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- "
- "
- "
- "
- "
- "
- "
- "
- "
- "
- "
- "
- "
- 土地改良事業の認可

◇ 公 告

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

" " " " " "

告 示

鳥取県告示第八百六十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
高 杉 健 太	鳥医第一六三七号	昭和四十六年十月十一日

鳥取県告示第八百六十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十六年八月三十一日	岡 空 診 療 所	米子市糞町一丁目二五

鳥取県告示第八百六十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十六年九月一日	岡 空 医 院	米子市糞町一丁目二五
昭和四十六年九月六日	山 田 内 科 医 院	米子市錦町一丁目二九

鳥取県告示第八百六十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、

次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保 証 成 分 量 (パーセント)	生産業者の住所 及び氏名
鳥 取 県 第四〇四号	西伯東部梨 複合肥料一号	窒 素 全 量 七・〇 う ち アンモニア性窒素 二・五 硝 酸 性 窒 素 一・三 う ち りん 酸 全 量 一〇・〇 う ち く 溶 性 りん 酸 六・一 う ち 水 溶 性 りん 酸 四・二 う ち 加 里 全 量 八・〇 う ち 水 溶 性 加 里 七・九	西伯郡中山町下甲 二九〇 中山町農業協同組合 組合長理事 山 内 芳 元
鳥 取 県 第四〇五号	西伯東部梨 複合肥料三号	窒 素 全 量 四・〇 う ち りん 酸 全 量 六・〇 う ち 加 里 全 量 五・〇 う ち 水 溶 性 加 里 四・五	西伯郡名和町大字御 来屋二五三の二 名和町農業協同組合 組合長理事 林 原 一 三

鳥取県告示第八百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、天神野土地改良区の定款の変更を昭和四十六年十月二十一日認可

したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百六十七号

昭和四十六年四月二十日付で用瀬町長から申請のあつた土地改良(安蔵地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項においあ準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十八号

昭和四十六年九月九日付で八東町長から申請のあつた土地改良(新興寺地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土

地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十九号

昭和四十六年十月九日付で赤碕町長から申請のあつた土地改良(高野地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定より、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十号

昭和四十六年十月十三日付で大栄町長から申請のあつた土地改良（原地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十一号

昭和四十六年十月十四日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良（天神野地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十二号

昭和四十六年九月二十七日付で日南町長から申請のあつた土地改良（阿毘縁地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十三号

昭和四十六年九月二十七日付で日南町長から申請のあつた土地改良（新屋地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十四号

昭和四十六年九月二十七日付で日南町長から申請のあつた土地改良（神福地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十五号

昭和四十六年九月二十七日付で日南町長から申請のあつた土地改良（笠木地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十六号

昭和四十六年九月二十七日付で日南町長から申請のあつた土地改良（福方来地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十七号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良（赤松地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百七十八号

大山町長から申請のあつた町営土地改良（中横原地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百七十九号

大山町長から申請のあつた町営土地改良（種原地区老朽ため池）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良（大内地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十一号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良（貝市地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十二号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良（古市地区かんがい排水）事業

は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十三号

溝口町長から申請のあつた町営土地改良（須鎌地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年十月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十条第一項の規定に基づき、鳥取市高草団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称
鳥取県住宅供給公社
- 二 事業施行期間

昭和四十六年九月七日から昭和四十七年三月三十一日まで
施行地区

鳥取市古海の一部
鳥取市徳尾の一部

四 土地区画整理事業の名称

鳥取市高草団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十六年八月二十五日

六 変更認可の年月日

昭和四十六年十月二十二日

公 告

昭和46年10月12日に実施した昭和46年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和46年10月26日

鳥取県知事 石 敬 二 朗

岡田弁次郎 門脇 美道 塩田 武 太田通秀典 石河昭太郎
船岡 皓 水谷 正美 片山ひろし 森原 強

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】